

入 札 説 明 書

この入札説明書は、平成 31 年 4 月 22 日付け平成 31 年石狩湾新港管理組合告示第 17 号により
公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

支出負担行為担当者 石狩湾新港管理組合 管理者 高橋 はるみ

2 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び数量 パソコン等の賃貸借 一式
(1月当たりの単価)

(2) 契約の目的の仕様等 別紙仕様書による

(3) 契約期間 平成 31 年 8 月 1 日から平成 36 年 7 月 31 日まで。

なお、この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3
に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予
算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨
の特約を付している。

(4) 納入場所 石狩湾新港管理組合（石狩市新港南 2 丁目 725-1）

3 入札に参加する者に必要な資格

平成 31 年石狩湾新港管理組合告示第 16 号に規定する物品の賃貸借（電気・通信機器）
に関する資格を有すること。

4 一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 の 2 の規定によ
る一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定める
ところにより、3 に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成 31 年 4 月 22 日（月）から平成 31 年 5 月 14 日（火）まで

イ 申請の方法 競争入札参加資格審査申請書及び必要な添付書類を提出すること。

ウ 申請書類の提出先 石狩市新港南 2 丁目 725-1 石狩湾新港管理組合総務グループ

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

石狩市新港南 2 丁目 725-1

石狩湾新港管理組合総務部総務グループ

6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 石狩湾新港管理組合

(2) 入札日時 平成 31 年 5 月 23 日（木）午後 1 時 30 分

(3) 開札場所 (1) に同じ。

(4) 開札日時 (2) に同じ。

7 開札に立ち会う者に関する事項

(1) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。

(2) 入札者又はその代理人が、開札に立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職
員を立ち会わせる。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

契約保証金は免除する。

9 送付による入札の可否

認めない。

10 落札者の決定方法

石狩湾新港管理組合財務規則（昭和53年規則第7号。以下「財務規則」という。）第98条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

11 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより石狩湾新港管理組合が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。

12 契約書作成の要否

要

13 その他

(1) 無効入札

開札の時に於いて、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第101条各号に掲げる入札及び公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 契約の締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）の改正に伴い消費税及び地方消費税の変更が生じた場合は、変更契約を締結する。

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 石狩湾新港管理組合総務部総務グループ

イ 所在地 郵便番号 061-3244 石狩市新港南2丁目725-1

電話番号 0133-64-6661

(5) 入札の取りやめ

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(6) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(7) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(8) その他

入札公告及び入札説明書のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。